

「共に育もう、  
いつまでも自然あふれる  
元気都市栗東」

第二次栗東市環境基本計画

(概要版)

栗東市

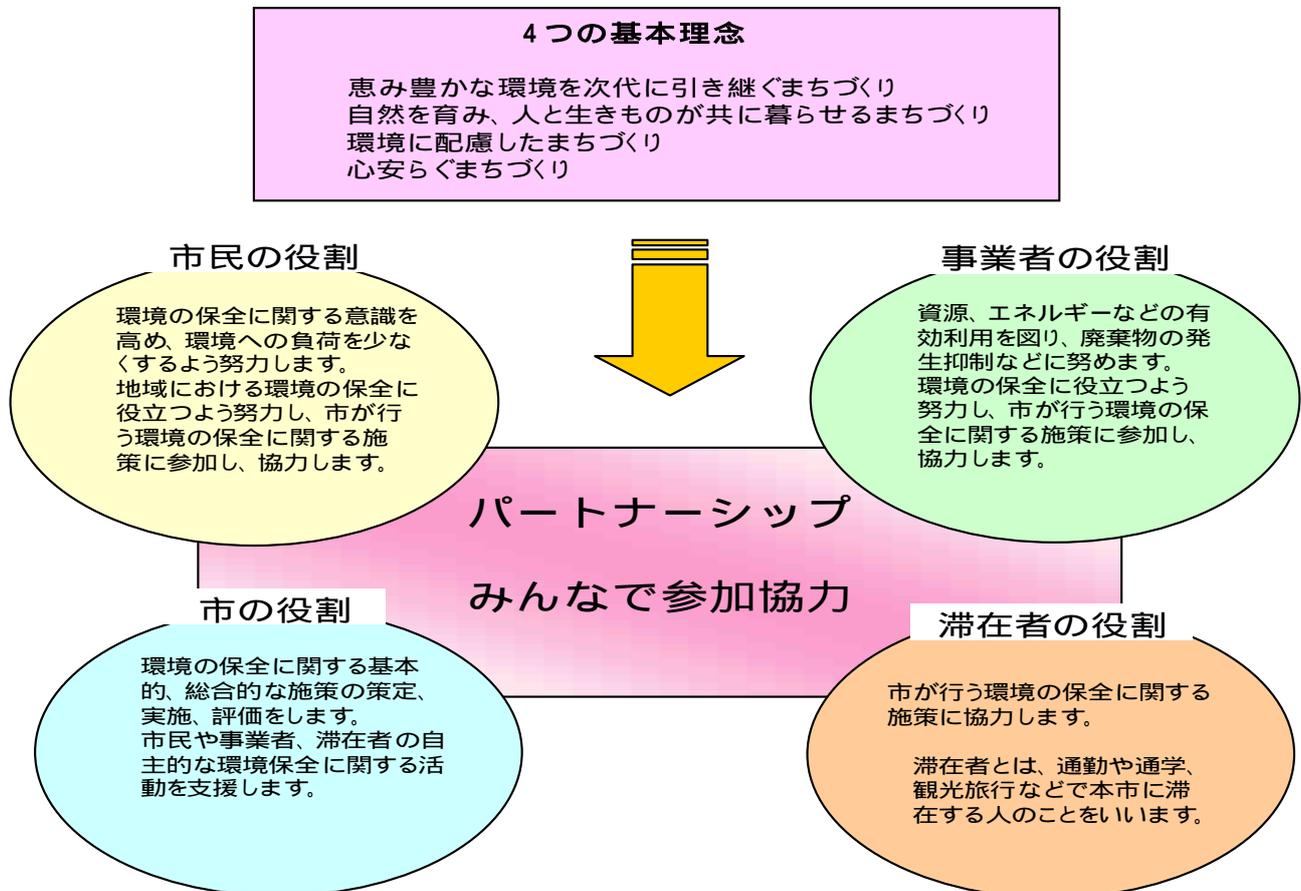
平成25年3月

## 栗東市環境基本計画とは

栗東市環境基本計画は、本市の環境に関する中長期的な目標、方向、及び環境への配慮のための方針などを定めたマスタープランです。

栗東市環境基本計画では、本市における環境全般に関わる取り組みの基本となる考え方、めざす環境像、取り組み内容を示します。

市、市民、事業者、滞在者、それぞれの責務を明らかにし、すべての人が公平な役割分担の下、それぞれの協働・連携によって「環境にやさしい社会」を早期に形成することを総合的かつ計画的に進めます。



栗東市環境基本計画は、「栗東市環境基本条例」に基づき、その目的である「すべての人が公平な役割分担の下に連携かつ協働して環境に配慮したまちを形成し、恵み豊かな環境を次代に引き継ぐ」ために、同条例の「4つの基本理念」の具現化を目指しています。

## 環境像

### 「共に育もう、いつまでも自然あふれる元気都市栗東」

本市は、緑豊かな森林資源に恵まれ、森林のもつ多くの恵みを楽しんできました。それは、きれいな水を生み出す源であり、生きものたちの生活空間を提供してきました。

この緑を守り育てることは、生きものと、私たちが共に生きていく基盤の維持であり、この恵み豊かな環境を次代に引き継いでいく必要があります。

そのため、本市がめざすべき環境像を「共に育もう、いつまでも自然あふれる元気都市栗東」とします。

## これまでの経緯

「栗東市環境基本計画」の策定後、環境行政を取り巻く状況は、「地球温暖化防止」や「生物多様性の保全」、「エネルギー問題」に取り組む必要性の高まりや、「東日本大震災」の発生など大きな変化がありました。

「第二次栗東市環境基本計画」の策定にあたり、本市はこれらの状況や前計画の取り組みの評価・検証しました。

年月	経緯
平成 14 年 12 月	「栗東市環境基本条例」を制定
平成 15 年 3 月	「栗東市環境基本計画」を策定
平成 21 年 3 月	「栗東市環境基本計画行動計画」を策定

## 計画の対象範囲と期間

### 計画の対象範囲

#### 【計画の対象とする環境】

- ・ 自然環境(生物多様性)
- ・ 地域環境(典型7公害)
- ・ 廃棄物、地球環境(地球温暖化)
- ・ 身近な空間における環境  
(緑、水辺、景観、公園、歴史、文化施設など)

#### 【計画の対象地域】

- ・ 栗東市全域



### 計画の期間

本計画は、将来世代に及ぶ環境を視野に入れ、平成 25(2013)年度を始期とし、平成 34(2022)年を目途に終期とする概ね 10 年間の計画とします。

ただし、計画策定後、環境に関わる科学的知見の革新や、あるいは社会的・経済的情勢の推移等によって、この計画の見直しを行います。

## 計画の進行管理

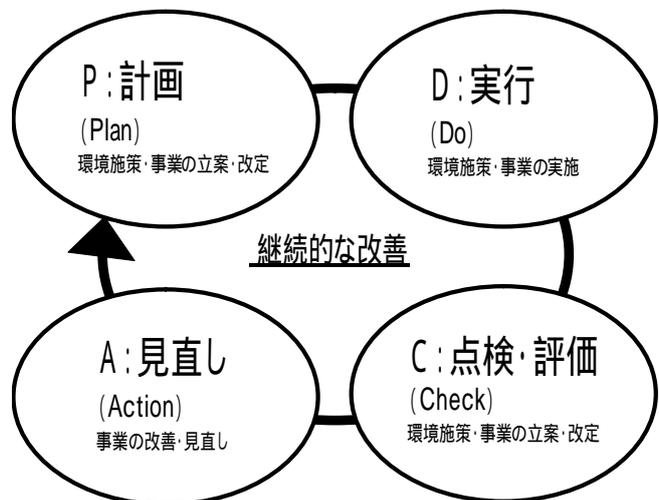
### 1) 計画の進行管理

計画の進行管理は、P D C A サイクルにより、基本施策の実施状況を把握し、点検・評価することにより見直し・改善を行い、次の展開に繋がります。

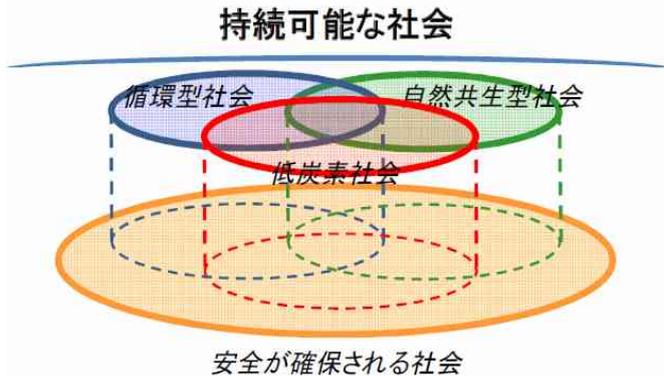
### 2) 情報の共有

基本施策の実施状況については、本市環境審議会の意見に基づき、市のホームページなどを通じて公表します。

また、公表内容に対しても、市民等から意見を求め、更なる施策の推進・改善を図ります。



## 目標の方針



前計画では、「自然環境」「生活環境」「地球環境」「快適環境」の「4つの環境要素」について、市民の暮らしや事業活動との関わり方を考え、取り組みを進めてきました。

これらを国の環境施策である「第四次環境基本計画」(環境省 平成 24 年 4 月 27 日閣議決定)で定める「持続可能な社会」を実現する動きとの融合をはかり、以下に示します 4 つの方針を反映させていきます。

- ・ 「循環型社会」
- ・ 「自然共生型社会」(「生態系・生物多様性の保全」を含む)
- ・ 「低炭素型社会」
- ・ 「安全が確保される社会」(上記の 3 つの将来目指すべき社会の基盤)

## 取り組みの体系

栗東市環境基本条例  
「4つの基本理念」

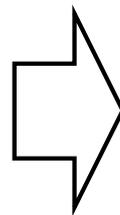
第二次栗東市環境基本計画の体系

恵み豊かな環境を  
次代に引き継ぐまちづくり

自然を育み、人と生きものが  
共に暮らせるまちづくり

環境に配慮したまちづくり

心安らぐまちづくり



栗東市環境基本計画行動計画

温室効果ガス削減



## 目標達成のため基本的施策

### 循環

#### 循環型社会を実現するための施策

- もの・水・エネルギーがめぐり活かされるまち -

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球環境に大きな負荷を与えています。資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や資源の循環などによる、環境への負荷をできる限り少なくする「循環型社会」に向けた取り組みが必要です。

##### 基本施策 1

##### ごみの発生抑制を最優先し、次に再使用・再生利用を進める

ごみの発生抑制は、環境負荷の低減やごみ処理経費の削減に最も効果的であることから、事業者や滞在者も含めて、市民一人ひとりの意識により実践できる、ごみの発生抑制を最優先とした施策を推進します。

どうしても発生するごみについては、環境への影響や資源としての価値等を考慮しながら、引き続き再使用・再生利用に取り組みます。

##### 基本施策 2

##### パートナーシップによる取り組みを強化する

市、市民、事業所、滞在者がごみ問題に対する目標を共有し、適切な役割分担とパートナーシップによる取り組みを強化していきます。

##### 基本施策 3

##### ごみの安全・安心な適正処理を行う

効率的かつ合理的なごみ処理を行うために、安全性や環境への影響等を考慮した適正な分別や処理を啓発します。

### 共生

#### 自然共生社会を実現するための施策

- 人と生きものが共に暮らせるまち -

本市には、古くから、生活の一部として利用されてきた「ため池」や、「河川」、「琵琶湖」などの水のつながりや、市南部の金勝連峰、安養寺山や日向山といった丘陵や低山地などの自然緑地があり、現在も多様な生きものが生息・生育しており、生態系豊かな場所として残されています。

地域の生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林業を含む社会経済活動の営みは、自然と調和するものとし、また自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みが将来にわたって享受できる「自然共生社会」に向けた取り組みが必要です。

#### 基本施策 4 身近な場所に生きものの生息・生育地を広げる

生物多様性に配慮した公園や公共施設の緑地化、水辺の整備などを進め、まち全体を生きものたちの生息・生育空間としていき、そこに暮らす生きものたちが、自然が残る地域に暮らす生きものたちと、生態的なつながりをもつよう、水と緑のネットワークづくりを推進します。

#### 基本施策 5 自然にすむ生きものの生息・生育地の保全

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図りつつ、様々な生きものたちが、生き生きと暮らせる環境になるよう、すみかとなる自然を守り、育て、生物多様性の保全・回復を図り、生活環境の保全に取り組み、自然環境の恵沢を享受できる自然共生社会を目指します。

#### 基本施策 6 学び・守り・育てる仕組みづくり

未来を担う子供たちに充実した環境学習を提供します。  
水辺や里山林などを活かした活動交流の場をつくり、すべての人に生物多様性の重要性について、認識していただくための機会を創出します。



### 低炭素社会を実現するための施策

- みんなで協働・連携し、環境に配慮して行動をするまち -

産業・業務・家庭・運輸・廃棄物などあらゆる分野において二酸化炭素などの温室効果ガスが排出され、地球環境に大きな負荷をかけていることを自覚し、温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルや事業活動へと転換していくと同時に、生活の豊かさも実感できる「低炭素社会」に向けた取り組みが必要です。

#### 基本施策 7 市民・事業者の活動を支援し、地球温暖化防止対策の浸透を図る

市民には、日常生活における省エネルギー、温室効果ガスの削減などの具体策を提示し、事業者には、省エネルギー機器の導入を図るとともに、地球温暖化対策が浸透するよう活動支援を行います。  
環境学習の場を提供し、施策の推進に参画してもらえる市民、事業者を増やしていきます。

#### 基本施策 8 都市の低炭素化を図るための環境整備を行う

太陽光発電などを中心に再生可能エネルギーの利用を実現化できるよう、市、市民、事業者、滞在者それぞれの立場から取り組める仕組みづくりを進めます。  
防犯灯などのLED化をはじめ、省エネルギーの環境整備に取り組みます。  
JR 琵琶湖線・JR 草津線、くりちゃんバス等の公共交通機関の利用促進について啓発します。

# 健康

## 安心・安全社会を実現するための施策

- 健康で安全に暮らせるまち -

私たちが生活するうえで安全で安心して暮らせる環境は、非常に重要であり、「安全」の確保は、あらゆる公害から人の健康・生活を守るという点において、環境行政の原点と位置づけられるものです。

### 基本施策 9 地域環境を調査・測定し、環境保全に努める

- 1)環境の監視体制 ..... 大気、水質、騒音等の監視測定を行い、公害の発生源や環境汚染などの実態把握に努めます。
- 2)環境情報の発信 ..... 市内環境の調査・測定結果は、「栗東市環境年次報告書」として、ホームページ等へ公表し、市民・事業者が地域環境に関する情報を効率よく収集できるよう努めます。

### 基本施策 10 人の健康や生活環境へのリスクの少ない社会を目指す

- 1)大気・水環境の保全の充実 ..... 市民や事業所に対して、エコドライブやアイドリングストップの啓発、生活排水や工場排水に関する啓発など大気汚染や水質汚濁の防止対策を推進します。
- 2)騒音・振動の防止の充実 ..... 建設作業を実施する事業者、工場等に対して、関係法令に基づいた、規制・指導の更なる充実を図ります。
- 3)公害苦情への迅速な対応 ..... 市民からの環境公害の苦情に対して迅速に対応し、市民が安心して暮らせる生活環境の提供に努めます。

# 快適

## 横断的施策

- 歴史・文化と融合したうるおいのあるまち -

条例の「4つの基本理念」や「持続可能な社会」の実現につながる「横断的施策」として、環境学習の推進と人材育成、環境に調和したライフスタイルの推進、将来へと伝えると歴史・文化の保存を進めていきます。

### 基本施策 11 環境学習を推進し、人材育成を図る

市民、事業者と連携して、環境を学ぶ機会を増やし、学校や地域における環境学習や環境配慮行動などへの適切なアドバイスができる人材の育成を図ります。

### 基本施策 12 環境に調和したライフスタイルを推進する

省資源・省エネルギー、生物多様性保全など、市民一人ひとりが環境に調和したライフスタイルを促進するための情報提供などを行います。

### 基本施策 13 歴史や文化を守り、将来へ伝える市民文化を保存する

郷土の貴重な文化財を後世に継承していくため、重要な文化財については、所有者の理解のもとで指定をおこない、指定文化財の保存に努めるとともに、文化財の公開や展示、昔懐かしい生活体験を通じて市民の文化財保護意識の普及啓発を図ります。

都市景観形成重要建築物や都市景観形成地区の指定により、歴史的な建物やまちなみの保全を進めます。

# 目 標 指 標 一 覧

	【目標とする指標】	【目標年度】 平成 34 年度	
循 環	<b>市民 1 人 1 日当たりの家庭可燃ごみの排出量</b> 第 5 次栗東市総合計画における指標目標を参照（参考：平成 24 年度前期の平均 350 g/日）	340g/日以下	
	<b>ごみの資源化率</b> 第 5 次栗東市総合計画における目標指標を参照（参考：平成 23 年度 26.3%）	30%以上	
共 生	<b>森林環境学習「やまのこ」事業参加者数</b> 主要な施策の成果及び予算執行の実績報告における目標指標を参照	4,000 人/年	
地 球 環 境	<b>市内の温室効果ガス排出量</b> 栗東市環境基本計画行動計画の目標指標を参照 （参考：平成 17 年度 本市地球温暖化ガス排出量（CO2 換算）に対して - 5%量）	351,869 t-CO <sub>2</sub> /年	
	<b>太陽光発電パネルの設置拡大（10 年間の定格発電出力の合計）</b> 過去、市補助金を交付し太陽光発電パネルを設置した定格発電出力の年間平均 k w 数を指標とする。	計 1901.52 kW （年@190.15kW）	
健 康	<b>河川水質・大気・騒音の 環境基準項目の達成割合</b> 環境基準項目の達成割合第 5 次栗東市総合計画における目標指標を参照 （参考：平成 23 年度 河川水質 80% 大気 100% 騒音 92%）	河川水質	80%以上
		大 気	100%
		騒 音	95%以上
	<b>水洗化率</b> 第一次栗東市環境基本計画の目標指標を参照（参考：平成 23 年度 95.39%）	97%以上	
快 適	<b>ジュニア・ボランティア・レンジャー（JVR） の受講生登録者数（自然観察の森）</b> 主要な施策の成果及び予算執行の実績報告における目標指標を参照	20 人/年以上	
	<b>博物館教室「昔の暮らし」受講校数</b> 主要な施策の成果及び予算執行の実績報告における目標指標を参照	市内全小学校	



栗東市

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号  
 ホームページ <http://www.city.ritto.shiga.jp/>

